

岩手県中小企業災害復旧資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。）が、災害により事業活動に支障を生じている場合に、災害の早期復旧を行うために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。

第2 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫とする。

第3 取扱期間

原則として、資金取扱開始の日から3か月間とする。

第4 貸付対象者

災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用を受けた市町村区域（知事が特に認める罹災市町村区域を含む。）において、事務所又は事業所が罹災した中小企業者で、市町村長又は消防事務を行う一部事務組合の管理者が発行する罹災証明（以下「罹災証明書」という。）を受けた者とする。

第5 貸付の条件

1 資金の用途

災害復旧に必要な設備資金及び災害の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金とする。

2 貸付限度額

1企業につき1,000万円以内とする。

3 貸付期間

10年以内とする。ただし、3年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年1.7%以内

貸付期間 3年超10年以内 年1.9%以内

ただし、信用保険法第2条第4項第1号から第6号までに定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、上に掲げる貸付利率から年0.1%を減じた率とする。

5 担保・保証人

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、不要とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。ただし、別に定めるところにより県が補給を行うものとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

（注）CRD 評点：有限責任中間法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合は、年0.95%とする。

ウ 信用保険法第2条第4項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経

当安定関連保証を適用する場合は、第1号から第6号までにあつては年0.7%、第7号及び第8号にあつては年0.6%とする。

エ 日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が作成した中小企業の会計に関する指針に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者の場合は、ア及びウに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

7 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関及び岩手県信用保証協会の所定の条件による。

第6 申込手続

貸付を受けようとする者は、罹災証明書及び罹災内容について市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長（以下「市町村長等」という。）の確認を受けた中小企業災害復旧資金貸付対象確認申請書（様式第1号）を添付のうえ取扱金融機関の所定の手続きにより申し込むものとする。

第7 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第8 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第9 保証料補給

県は、「岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）」、「県が岩手県信用保証協会との間に締結する中小企業災害復旧資金保証料補給契約書」及び「中小企業災害復旧資金保証料補給要綱」の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした岩手県信用保証協会に対し保証料補給を行うものとする。

第10 報告及び書類の保管

- 1 取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。
- 2 貸付けを受けた中小企業者は、その資金使途及び支払等の年月日が分かる関係書類について、貸付けの日から5年間保管するものとする。

第11 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は貸付決定を取り消すことがある。